

第3回臨時会会議録目次

第1日目（平成17年11月29日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	報告第 1号 専決処分について（調停の申立て等）	3
○日程第 4	議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4
○日程第 5	議案第 2号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	6
○日程第 6	議案第 3号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	7
○閉会宣告		8

平成17年第3回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成17年11月29日（火）

午前10時01分 開会

午前10時19分 閉会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 専決処分について（調停の申立て等）

日程第 4 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 2号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 3号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（21名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久美子 君
5番	石 田 昇 君	7番	渡 辺 精 郎 君
8番	清 水 雅 人 君	9番	本 間 保 昭 君
10番	大 累 泰 幸 君	11番	田 中 敏 男 君
12番	堀 田 建 司 君	13番	谷 口 昭 君
14番	山 木 昇 君	15番	酒 井 隆 裕 君
16番	窪之内 美知代 君	17番	中 田 翼 君
18番	田 村 勇 君	19番	藪 内 英 之 君
20番	井 上 正 雄 君	21番	水 口 典 一 君
22番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	深 村 完 市 君
教 育 長	安 西 輝 恭 君	監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君
総 務 部 長	末 松 静 夫 君	市 民 生 活 部 長	大 竹 敏 章 君
保 健 福 祉 部 長	松 井 雅 昭 君	経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君
経 済 部 参 事	江 上 充 明 君	建 設 水 道 部 長	池 田 隆 君
建 設 水 道 部 参 事	木 下 善 雄 君	教 育 部 長	辰 巳 信 男 君

監査事務局長	谷田部	篤君	病院事務部長	東	照明君
秘書課長	若山	重樹君	総務課長	高橋	賢司君
企画課長	舘	敏弘君	財政課長	西村	孝君

○本会議事務従事者

事務局長	林	弘君	次	長	飯沼	清孝君
主査	中川	祐介君	書	記	高橋	美智子君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成17年第3回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、21名全員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において本間議員、大累議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分について(調停の申立て等)

○議 長 日程第3、報告第1号 専決処分について(調停の申立て等)を議題といたします。

説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました報告第1号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決処分の専決事項につきましては、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する調停の申し立て等であります。

相手方については記載のとおりでございますので、お目通しを願います。

申し立ての趣旨であります。相手方が市営住宅家賃を滞納していることから、再三にわたるその支払いの催促、また納付相談などにも応じませず、そのまま住み続けていることから、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求の申し立てなどをするものでございます。

調停追行の方針であります。調停において目的を達することができないときは、裁判所に市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する訴えを提起するものとします。2点目として、調停において必要があるときは、適当と認める条件で和解に応じるという方針でございます。

専決処分年月日は、平成17年10月13日でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第4 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 日程第4、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、国家公務員の給与改定等に準じての一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する規定であります。国家公務員の給与改定につきましては、本年8月15日に人事院勧告がなされ、その勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月7日に公布されたところであります。

まず、本条例の改正概要でございますが、議案第1号の資料9ページをごらんいただきたいと存じます。給与改定の概要という資料でご説明させていただきます。まず、今回の改定につきましては、一つは給料表の改定でございます。改定状況は次のページに資料として添付しておりますので、ごらんいただきたいと存じますが、全会計の平均改定率はマイナス0.32パーセントで、一般会計の一般職の平均改定率も同率のマイナス0.32パーセントということになっております。

二つ目には、諸手当の改正でございます。扶養手当の改定につきましては、配偶者に係る手当額を現行月額1万3,500円を500円減額し、1万3,000円に改定したいとすることでございます。期末、勤勉手当の支給率の改定につきましては、年間支給率4.4月分を0.05月分引き上げ、4.45月分に改定したいとするもので、本年度は12月の勤勉手当を0.7月分から0.05月分引き上げ、0.75月分にしたいとすることでございます。

次に、平成18年度以降の期末、勤勉手当の支給率の改正規定でございます。6月期、12月期の勤勉手当の配分割合を変更するもので、それぞれ0.725月分に改正したいとすることでございます。

以上の実施時期につきましては、改正条例の公布を11月中に行った場合は平成17年12月1日施行となります。ただし、平成18年度以降の期末、勤勉手当の支給率の改正につきましては、平成18年4月1日から施行したいとする内容であります。

また、4月からの年間給与について官民較差相当分を解消するため、12月期の期末手当の額に

ついて所要の調整措置を図りたいとするものでございます。

次に、改正条文等をご説明いたしますので、議案第1号参考資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。国家公務員の例に準じて改正したいとするものであります。まず、第1条関係ですが、第17条第1項は、先ほど申し上げました扶養手当の改正規定となっております。

次の第36条第1項第1号は勤勉手当の支給割合の改正規定、同項第2号は再任用職員の改正規定でございます。

次に、同条例の第2条関係ですが、平成18年度以降の規定で、第36条第1項第1号の勤勉手当の支給率を改正したいとするものであります。

2ページをごらんいただきたいと思っております。附則といたしまして、第1項では施行期日を公布の日の属する月の翌月の初日、つまり平成17年12月1日としております。

なお、第2条関係の規定につきましては、平成18年4月1日から施行したいとするものでございます。

第2項は、職務の級における最高の号給を超える給料月額の切りかえ等につきましては規則にゆだねる規定でございます。

第3項は、先ほど資料でご説明申し上げました平成17年12月に支給する期末手当の所要の調整措置に関する規定でございます。

3ページの下になりますが、第4項は、規則への委任規定でございます。

4ページから8ページまでは、給料表の新旧対照表を掲載させていただいております。

今回の給与改定に係る減額所要額についてであります。一般会計の内訳といたしましては12月以降の給料額で149万5,000円の減額、扶養手当で28万円の減額、期末、勤勉手当で552万円の増額、所要の調整措置で492万2,000円の減額となり、共済費等を含めた人件費ベースでは約134万円の減額となります。病院事業会計を含めた全会計では、約242万円の減額となります。これら増減分の予算につきましては、執行状況により年度末に調整させていただきたいと思っております。

以上で議案第1号の説明といたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論を行います。

今回の改正は、国家公務員の給与改定に準じ、給料表、扶養手当、期末、勤勉手当支給率を改正するとしたもので、給料表の改定により平均0.32パーセントの引き下げ、諸手当の改定として

扶養手当の配偶者に係る手当額の500円引き下げなど人事院勧告に沿ったものとなっています。こうした引き下げ勧告の背景には依然として続く不況があります。小泉内閣は、総選挙前までに定率減税の半減、配偶者特別控除、老年者控除など各種控除の縮小、廃止、個人事業者に対する消費税免税点の引き下げなどで国民に対して合計3兆5,000億円もの大規模負担を強いています。その一方で、2兆2,000億円の大企業減税を実施しておきながら、郵政民営化一本だった総選挙が終わると大企業減税にはほとんど手をつけないまま、庶民大増税と医療改悪を初めとした社会保障大改悪に手をつけようとしています。国によるこうした悪政が国民の消費、購買欲を低め、家庭消費の低迷という長期不況の最大の原因をつくっていることは明らかです。このようなときに公務員給与を引き下げるとは、生涯所得の大幅減による本人や家族への打撃や市内経済への影響は大きなものです。さらに、公務員給与引き下げに連動して、さらなる民間企業の賃上げにつながりかねない改正を本来は実施すべきではありません。しかし、多くの民間に勤務する滝川市民の給与は、全国的な民間給与水準と比べてかなり低いのが実態です。このような滝川市民生活の状況や市民感情を考慮するとともに、職員組合とも合意していることから、改正はやむを得ないと考えるものです。

以上を申し上げ、日本共産党を代表しての討論とします。

○議長 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第5 議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長 長 日程第5、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、一般職の職員の給与改定に準じて特別職の職員等の給与及び報酬に関する条例の一部を改正する規定であります。

議案第2号参考資料の新旧対照表でご説明させていただきます。参考資料1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条関係につきましては、特別職の職員の給与に関する条例の本俸、附則の一部改正でございます。附則第2項は、一般職の職員の給与改定に伴い、独自削減額をさらに0.3パーセント減額

し、市長の給料月額を30.3パーセント減額、助役、収入役の給料月額を15.3パーセント減額したいとするものでございます。

附則第4号は、議案第1条でもご説明させていただきましたが、一般職の職員と同様に平成17年12月に支給する期末手当の所要の調整措置に関する規定でございます。

第2条関係につきましては、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の本俸、附則の一部改正でございます。附則第2項で助役、収入役と同様に教育長の給料月額を15.3パーセント減額したいとするものでございます。

次のページになりますが、附則第4項は、第1条関係でご説明申し上げました内容と同様の期末手当に関する所要の調整措置でございます。

第3条関係につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の本俸、附則の一部改正でございます。附則第3項で、特別職の職員に準じ、議会の議員の中から選出された監査委員及び識見を有する者の中から選出された監査委員の報酬月額を15.3パーセント減額したいとするものでございます。

附則につきましては、施行期日を公布の日の属する月の翌月の初日、つまり平成17年12月1日としたいとするものであります。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第6 議案第3号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第6、議案第3号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものでありますの

で、この場合説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成17年第3回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時19分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員